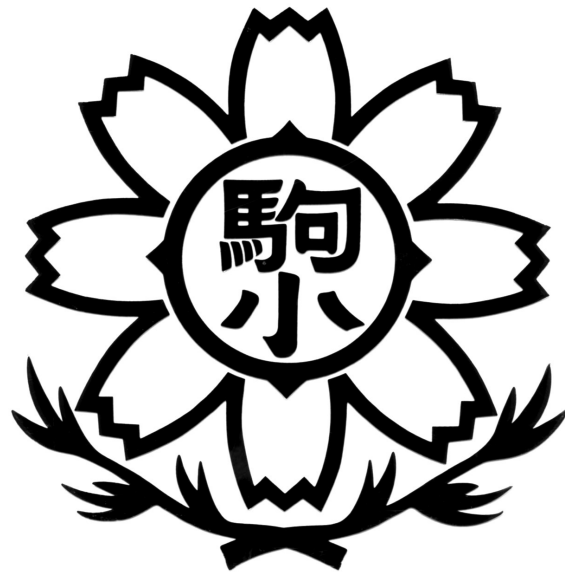


PTAのしおり

(令和2年1月28日現在)



ふじみ野市立駒西小学校

ふじみ野市駒西 3-6-1

TEL 049-261-5915

FAX 049-266-2753

P T A活動の内容説明

1. はじめに

本校は昭和42年に開校し、それに伴ってP T Aも組織されました。

今まで多くの方々によって積極的な諸活動がなされ、その活動はP T A会則に基づき運営されています。その内容の要点を次にまとめますので、ご一読ください。

2. 総 会

総会は本P T Aの最高議決機関です。全会員をもって審議し決定していきます。総会が成立するには、会員の5分の1（委任状を含む）以上の出席が必要です。

- ・ 定期総会は年度内に1回開催され、次の内容が審議されます。

- (1) 前年度の決算（会計）や活動の報告
- (2) 新年度の予算（会計）や活動計画の提案
- (3) 新役員の承認

事前に定期総会資料を配布いたしますので、ご一読いただき積極的なご意見をお願いいたします。

- ・ 臨時総会は、P T A会長が必要と認めた場合や会員の10分の1以上の人から要望があった時に開催します。

3. 運営委員会

総会で決定された内容を基に具体的な運営にあたります。

- (1) 原則として年間3回開催されます。
- (2) 主に次の内容が報告・連絡・審議されます。
 - (ア) 学校報告
 - (イ) 市P T A連合会や関連団体の報告
 - (ウ) P T A活動の企画、連絡、その他の審議
 - (エ) 常置委員会や学級委員会の報告
- (3) 学級委員会を通して、学級P T Aの会員と意思の疎通を図ります。
- (4) 本部役員及び委員に欠員が出た時には、その選出と承認をします。

4. 本部役員

本部役員はすべてのP T A活動の統括及び学校との連絡調整を行います。

- (1) 会長はP T Aを代表して会務を総理します。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会務を遂行します。
- (3) 書記は文書類の作成・管理を行います。
- (4) 会計はP T A予算の会計事務を行います。

5. 常置委員会

駒西小学校P T Aでは、児童の幸福な成長と会員同士の親睦を図るために、次の常置委員会を設けて諸活動を行います。

- (1) 広報委員会
 - (ア) P T Aの活動、学校の活動の様子を伝え、会員同士の意見交流を行うために広報紙【駒】を定期的に発行します。
 - (イ) 広報誌【駒】編集に沿った写真の手配を行います。
 - (ウ) 他校とP T A広報紙を交換しあい、研修会へ参加するなどして内容の向上に努めます。
 - (エ) P T A行事の協力をを行います。

(2) 成人厚生委員会

- (ア) 給食試食会等を行います。
- (イ) ベルマークの仕分け・集計・発送をし、教育活動への資金協力を行います。
- (ウ) P T A行事への協力を行います。

(3) 校外委員会

- (ア) 全会員の協力により、定期的に登校指導を行います。
- (イ) 児童の通学路の安全に努め、地域の危険な場所の発見に対応します。
- (ウ) 会員や地域の交通安全の意識向上のための活動を行います。
- (エ) 災害時(地震・台風・水害・大雪等)に学校との連絡を密にし、通学路の安全に努めます。
- (オ) 子ども110番の家の協力家庭へ訪問します。
- (カ) 通学班名簿を作成します。
- (キ) P T A行事への協力を行います。

6. 本部役員推薦委員会

- (1) 総会に本部役員および会計監査を推薦します。
- (2) 本部役員の職務把握のため、運営委員会を傍聴することができます。

7. 会計監査

- (1) 決算の監査を行い定期総会へ報告します。
- (2) 会計監査は原則として前期と後期に分けて実施します。(随時会計監査は可能)

8. 学級委員会

学級委員(1名×学級数)と担任の先生(1名×学級数)の集まりをいいます。

- (1) 学級P T Aとの連絡調整を行います。
 - (ア) 学級P T Aで出された会員の声をまとめ、運営委員会に反映させます。
 - (イ) 運営委員会の報告を受けて、必要があれば学級委員を通して話し合います。
 - (ウ) 学級間の調整を行います。
 - (エ) P T A行事への協力を行います。

9. 学級P T A

学級の全会員の集まりのことを学級P T Aと言います。学級P T Aは、P T A活動の大切な基礎です。担任の先生と保護者や保護者同士が、家庭や学校での子供たちの様子など、何でも遠慮なく話し合えるよう工夫しましょう。

10. P T A会費

(1) P T A会費の金額

会費は定期総会で決めます。P T A会費は一世帯単位、年額2,500円とします。

但し、(社)埼玉県P T A安全互助会費(100円)を含みます。会費は原則として年額を一括納入します。

(2) 会費集金の方法

- (ア) 「P T A会費集金のお知らせ」及び集金袋を各家庭に配布します。
- (イ) 会費を集金袋にて児童を通して各担任まで提出します。
- (ウ) 学級委員が集計し、会計(本部役員)へ提出します。

※詳しいことは「P T A会計規程」をご覧ください。

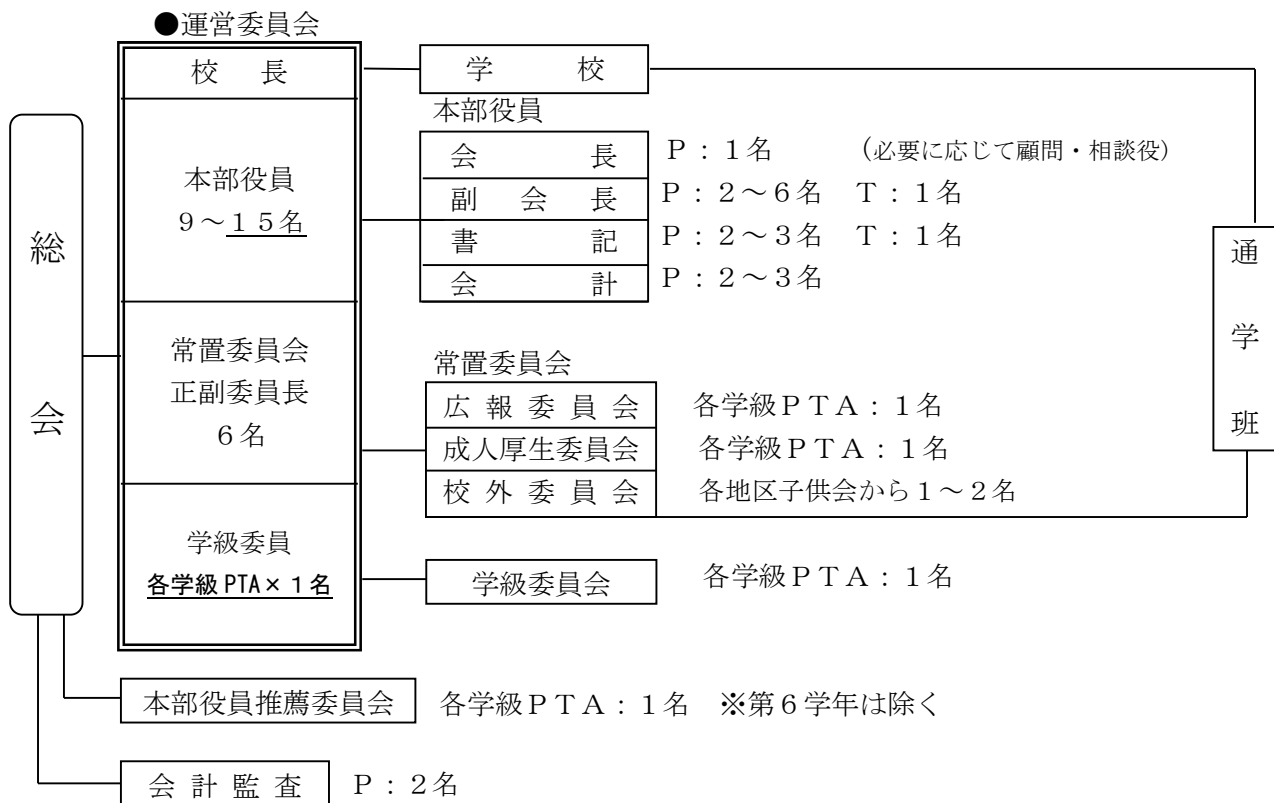
1.1. P T A役員（本部役員、会計監査および各委員会の委員）の選出方法

P T A役員の選び方は「P T A役員選考規程」に基づいて行われ、具体的には次の様になっています。

- (1) 本部役員（9～15名） P：保護者、T：教職員
- ・会長（P：1名）
 - ・副会長（P：2～6名 T：1名）
 - ・書記（P：2～3名 T：1名）
 - ・会計（P：2～3名）
- ※本部役員については、本部役員推薦委員会が推薦し総会で承認を得ます。
- (2) 会計監査（2名） ※本部役員同様に、本部役員推薦委員会が推薦し総会で承認を得ます。
- (3) 運営委員（会計監査は除きます）
- ・本部役員（9～14名）
 - ・常置委員会正副委員長（6名）
 - ・学級委員（各学級×1名）
 - ・本部役員推薦委員会正副委員長（2名）
- (4) 常置委員
- ・広報委員・成人厚生委員は各学級P T Aから1名選出し、正副委員長・書記・会計を互選します。（各1名）
 - ・校外委員は、各地区の子供会から1～2名を選出し、正副委員長・書記・会計を互選します。（各1名）
- (5) 本部役員推薦委員
- ・各学級P T Aから1名を選出し、正副委員長・書記・会計を互選します。（各1名）
 - ・本部役員、常置委員、学級委員及び第6学年の会員、会計監査、顧問・相談役は本部役員推薦委員になれません。
- (6) 学級委員
- ・各学級P T Aから1名選出します。

1.2. P T A組織図

P：保護者 T：教職員（ ）内：担当



駒西小学校PTA会則

第1章 名称及び事務局

第1条 本会は、ふじみ野市立駒西小学校PTAと称し、事務局を駒西小学校に置く。

第2章 目的及び活動

第2条 本会は会員が協力して、駒西小学校児童の幸福な成長と会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第3条 本会は目的を達成するため、次の事業を行うこととする。

1. 家庭と学校の緊密な連携によって、児童の健全な育成に努める。
2. 児童の生活環境を良くする。
3. 学校教育の充実と進展に努める。
4. 会員相互の修養と親睦を図る。
5. 児童の教育・福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
6. その他、本会の目的達成に必要な活動を行う。

第3章 活動方針

第4条 本会は教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

1. 特定の政党や宗教に関わることなく、また営利を目的とした行為は行わない。
2. 本会は、本会の役員の中で、公私の選挙の候補者を推薦しない。
3. 学校の人事及び管理運営に干渉しない。

第4章 会員

第5条 本会の会員は、本校在籍児童の保護者と教職員とする。

第6条 会員は、すべて平等の権利と義務を有する。

第7条 会員は、会費を納めるものとする。

第5章 会計

第8条 本会の活動に要する経費は、会費・寄付金及びその他の収入をもって充てる。

第9条 本会の会費は、総会で決定した額とする。

第10条 本会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。

第11条 本会の決算は、会計監査を経て総会に報告し承認を得なければならない。

第12条 本会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日迄とする。

第6章 本部役員

第13条 本会は次の本部役員を置くこととする。

- ・会 長 1名（保護者1名）
- ・副会長 3～7名（ 〃 2～6名、教職員1名）
- ・書記 3～4名（ 〃 2～3名、教職員1名）
- ・会計 2～3名（ 〃 2～3名）

第14条 本部役員の選出は、PTA役員選考規程に基づき実施する。

第15条 本部役員の任期は原則として2年とする。但し、本会の運営維持上、必要な場合はこれを妨げない。

第16条 本部役員の任務は次の通りとする。

1. 会長は本会を代表し会務を総理する。また、総会・運営委員会・常置委員会及び臨時委員会を招集する。
2. 副会長は会長を補佐し、必要に応じてその職務を代行する。
3. 書記は会議を記録し、文章の作成・保管及び庶務にあたる。
4. 会計は予算に基づいて一切の会計事務を処理し、本会の財産を保管する。

第7章 会議と運営

第17条 本会は会の活動を円滑にするために、次の会議を置くこととする。

1. 総会
2. 運営委員会
3. 常置委員会
4. 学級委員会
5. 臨時委員会

第18条 総会は本会の最高議決機関であり、全会員をもって構成する。

1. 総会は決算・事業報告・本部役員及び会計監査の承認と、予算・事業計画・その他重要事項を審議する。
2. 総会は定期総会及び臨時総会とする。定期総会は年度内1回開催されるものとし、臨時総会は会長が必要と認めた場合、または会員の10分の1以上の要求があった場合において会長がこれを召集する。
3. 総会は委任も含めて全会員の5分の1以上の出席をもって成立し、議決はその過半数でこれを決し、可否同数の場合には議長の決するところによる。

第19条 運営委員会は総会に次ぐ議決機関であり、本部役員・常置委員会正副委員長・本部役員推薦委員会正副委員長・学級委員をもって構成する。

- ・運営委員会は、原則として総会の決定に基づき会の運営にあたる。
- ・運営委員会は、各種活動の企画、会務の連絡、その他の事項等について審議決定する。
- ・運営委員会は、運営委員の過半数の出席により成立する。
- ・運営委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

第20条 本会は第3条の活動及び事業を行うため、次の常置委員会を設ける。

- ・広報委員会
- ・成人厚生委員会
- ・校外委員会
- ・臨時委員会

第21条 広報委員会及び成人厚生委員会は、学級PTAから選出された委員と教職員をもって構成し、必要事項の企画を行い執行する。

第22条 校外委員会は、各地区の子供会から選出された委員と教職員をもって構成し、必要事項の企画を行い執行する。

第23条 学級委員会は、学級PTAから選出された委員と教職員をもって構成し、学級PTAとの連絡調整と必要事項の企画を行い執行する。

第24条 学級PTAは学級の全会員をもって構成し、次の任務を行う。

1. 学級と家庭との密接な連携を図り、児童の教育に関する意見の交換を行う。
2. 学級経営に対して協力・援助を行う。
3. 運営委員会との意思の疎通を図る。

第25条 臨時委員会は、会長または運営委員会が必要と認めたとき設置する。

第26条 校長は全ての会議に出席して意見を述べることができる。

第27条 本会は必要に応じて顧問および相談役を若干名置くことができる。

1. 会長は必要に応じて顧問および相談役を任命することができる。
2. 顧問および相談役は本会の重要事項に関し、諮問に応じる。
3. 顧問および相談役は必要に応じて運営委員会に出席することができる。但し、運営委員会の議決権は有さないものとする。

第8章 本部役員推薦委員会

第28条 本会は本部役員及び会計監査を選出するために本部役員推薦委員会を設ける。

第29条 本部役員推薦委員会は学級PTAから選出された委員で構成し、選出に必要な一切の業務を行う。但し、本部役員・常置委員・学級委員及び第6学年の会員・会計監査・顧問・相談役は本部役員推薦委員にはなれない。

第30条 本部役員推薦委員会は本部役員及び会計監査を総会に推薦し、承認を得る。

第31条 本部役員及び会計監査に欠員があったときは運営委員会で補充することができる。但し、補充役員の任期は前任者の残任期間とする。

第32条 本部役員推薦委員会に業務規程を別に定める。

第 9 章 会計監査

第33条 会計監査は本会の会計を監査し、その結果を総会に報告する。また、必要に応じて臨時会計監査を行うことができる。

第 10 章 会則・規程・細則の改正

第34条 この会則は総会で出席者の3分の2以上の賛成があれば改正することができる。その場合、改正案を総会の1週間前までに会員に提示しなければならない。

第35条 本会の運営に関して必要な規程・細則は、運営委員会の議決を経て定めることができる。

附 則

本会則は、昭和42年7月11日より施行する。

昭和46年 4月29日 一部改正

47年 4月29日 //

49年 4月29日 //

51年 5月 1日 //

53年 4月28日 //

58年 4月30日 //

平成 3年 4月 1日 //

8年 4月26日 //

9年 4月24日 //

10年 4月23日 //

13年 4月17日 //

13年 9月29日 //

15年12月 1日 //

16年12月 3日 //

17年12月 1日 //

19年 3月 6日 //

26年 4月30日 //

27年 3月10日 //

令和 元年 12月6日 //

規程及び細則

駒西小学校PTA役員選考規程

＜本規程の根拠＞

第1条 本規程は、ふじみ野市立駒西小学校PTA会則第14条及び第35条に基づき定める。

＜目的＞

第2条 本規程は、駒西小学校PTA役員の選出を公平・公正にして適切に行うことを目的とする。

＜選出役員の範囲＞

第3条 会長・副会長・本部書記・本部会計及び会計監査は、本部役員推薦委員会で推薦し総会で承認を得る。

第4条 学級委員を学級PTAの会員の中より、学級毎に1名互選する。

第5条 広報委員、成人厚生委員および本部役員推薦委員を学級PTA会員の中より学級毎に1名ずつ互選する。広報委員、成人厚生委員および本部役員推薦委員は、委員の互選により正副委員長及び書記・会計を各1名選出する。

第6条 校外委員を各地区の子供会から1～2名選出する。校外委員は委員の互選にて正副委員長及び書記・会計各1名を選出する。

第7条 PTA役員に欠員が生じたときは、PTA役員選考規程のそれぞれの条項に基づいて補充し運営委員会で承認を得る。

第8条 いずれの委員会においても、書記・会計についてはその必要性の有無を各委員会で判断し、正副委員長が兼務することができる。

第9条 PTA役員の選出に関して、同一会員が他の学年や他の学級にてPTA役員を兼務することはできないものとする。

＜選出本部役員への特典＞

第10条 本部役員の任期中は、駒西小学校に在籍している兄弟姉妹の役員及び係を免除する。但し、本人が希望する場合はこの限りではない。

第11条 本部役員の任期終了時から10年間までに駒西小学校へ在籍した兄弟姉妹は、卒業までのPTA役員を免除する。但し、本人が希望する場合はこの限りではない。

＜本規程の改正＞

第12条 本規程は、運営委員会において構成員の3分の2以上の賛成をもって改正することができる。

＜本規定の施行＞

第13条 本規程は、平成9年4月24日より施行する。

付 則

平成18年12月 1日 一部改正

24年 4月27日 //

26年 4月30日 //

27年 3月10日 //

27年 9月15日 //

29年 1月24日 //

駒西小学校本部役員推薦委員会の業務規程

第1条 適当な時期に本部役員及び会計監査の推薦及び候補者紹介依頼の文書を会員に配布する。

第2条 本部役員推薦委員は本部役員推薦委員以外の人を推薦し紹介することができる。

第3条 被推薦者は「推薦された者」だけで本部役員及び会計監査の定員に満たない場合は、定員を満たす努力をする。

第4条 本部役員及び会計監査の推薦にあたって被推薦者が定員に満たない場合は、運営委員会に協力を求めることができる。

第5条 本部役員及び会計監査の被推薦者が定数を超えた場合は、被推薦者を集め調整する。

駒西小学校PTA役員及び諸活動係の細則

第1条

1. 全PTA会員は、本校在籍期間（6年間）において、1児童につき原則として1回は、学級委員、広報委員、成人厚生委員、本部役員推薦委員の何れかに就くものとする。但し、本部役員及び会計監査、校外正副委員長の職務に就いた会員は、これをもって1回に代替するものとする。また、各会員の再任についてはこれを妨げない。
2. 各学級における委員の選出は、学級委員等が行う。ただし、第1学年においては、本部役員がこれにあたる。また、欠席の会員が委員に選出された場合、出席している会員で協議し、過半数の賛成をもって決定したときは、欠席の会員はその任に就かなければならない。

第2条

1. PTA会員は、児童の在籍する学級において、諸活動の係を受け持つこととする。その選択及び決定は、主に新学年第1回の学級懇談会で行い、該当年度の学級委員がこれにあたる。なお、欠席の会員の係については、学級委員に一任する。但し、第1条第1項の委員については、その場合該当年度は対象外とする。また、複数の諸活動係を希望する会員についてはこれを妨げない。（但し、顧問・相談役を除く）
2. 活動係については、次のとおりとする。人員の配分については、第1回の学級懇談会までに本部役員が決定し、全PTA会員に文書で通知するものとする。また、諸活動係の活動内容は、必要に応じて変更できるが、運営委員会の承認を得なければならない。
 - ・運動会

第3条

1. 会計監査は、PTA役員（委員）として位置づけるものとする。但し、他の学年や他の学級にてPTA役員および諸活動係を兼務することはできないものとする。
2. 顧問および相談役は、諸活動係として位置づけるものとする。但し、他の学年や他の学級にてPTA役員および諸活動係を兼務することはできないものとする。
3. 校外委員は、諸活動係として位置づけるものとする。

第4条

この細則は平成17年12月1日より施行する。

付 則

平成24年	4月27日	一部改正
26年	4月30日	〃
27年	3月10日	〃
30年	1月23日	〃

駒西小学校PTA慶弔規程

第1条 本会の慶弔については、以下の規定によることとする。

- | | | |
|---------|------------------|--------|
| 1. 結婚祝 | 教職員 | 5,000円 |
| 2. 傷病見舞 | 教職員（2週間以上の入院の場合） | 3,000円 |
| | 児童（学校事故で入院の場合） | 3,000円 |
| 3. 死亡 | 児童・教職員・保護者 | 5,000円 |
| 4. 罹災見舞 | 会員（住宅災害は都度協議） | |

第2条 教職員および学級担任等に対する餞別・謝礼・記念品は贈らない。但し、転出退職教職員に対しては、PTA本部より記念品を贈ることとする。

第3条 PTA役員やその他、特に功績のあったと認められる者に対しては、総会において記念品を贈る。

第4条 その他、上記に該当無く慶弔の必要がある場合は、本部役員に一任し決定するものとする。

駒西小学校PTA旅費規程

第1条 運営委員会が必要と認めた場合、会員が見学・下見・講演会等の参加に要する交通費・参加費・資料代・食事代（一食を限度とする）等の一部を補助することができる。但し、運営委員会後の案件については会長が決裁し、次回運営委員会で承認を求める。

駒西小学校PTA会計規程

<会費>

第1条 PTA会費は年額2,500円とする。（会費月額200円、安全互助会費年額100円）

<世帯単位>

第2条 会費は一世帯単位とし、複数在籍している世帯においては最年少児童を基本とする。

<集金日及び方法>

第3条 毎年始めに集金日を指定し、児童が集金袋により納入するものとする。納入は原則として一括払いとする。

<転入・転出児童の扱い>

第4条 転入者は転入月より、転出者は転出月までの会費を納入する。この場合、毎月15日を基準日とする。但し、転出者の既納入分のうち、当該月以降の会費については転出者の申し出により、返却するものとする。

<集金担当>

第5条 会費の集金は学級委員がこれにあたる。